

住所の表示変更により必要となる手続き

合併に伴う住所表示変更による、住所変更手続きについて、その主なものをお知らせします。なお、住所変更の手続きを必要とするものはほとんどありませんが、特別の事情がある場合は、別途手続きが必要となる場合もありますので、次の表を参考に各担当課等に問い合わせをご確認ください。

●市役所関係の主なもの

(問い合わせ先)・本庁：22-7111 (代)	・水道局：32-6111 (代)
・支所：56-3111 (代)	・下水道部：34-1301 (代)
・福祉保健総合センター（健康対策課）：23-5451～4	

項目	要・不要	手続きの方法等	問い合わせ先
住民票	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	本庁：市民環境部市民課 支所：市民生活課
戸籍		本籍地変更の手続きは必要ありません。	本庁：市民環境部市民課 支所：市民生活課
印鑑登録証		印鑑登録証は引き続き使用できます。	本庁：市民環境部市民課 支所：市民生活課
住民基本台帳カード	要	合併後、窓口でカードが提示された時、裏面に新住所を記載します。	本庁：市民環境部市民課 支所：市民生活課
外国人登録証明書		合併後、窓口で登録証明書（カード）が提示された時、裏面に新住所を記載します。	本庁：市民環境部市民課 支所：市民生活課
国民健康保険被保険者証	不要	住所変更の手続きは必要ありません。新しい被保険者証を3月末に送付します。	本庁：福祉保健部保険課 支所：市民生活課
国民健康保険退職被保険者証		住所変更の手続きは必要ありません。新しい受給者証を7月中に送付します。	
国民健康保険高齢受給者証		住所変更の手続きは必要ありません。	
国民年金手帳・国民年金証書		住所変更の手続きは必要ありません。	本庁：市民環境部市民課 支所：市民生活課
老人保健法医療受給者証		住所変更の手続きは必要ありません。新しい受給者証を3月中に送付します。	本庁：福祉保健部保険課 支所：市民生活課
乳幼児・ひとり親家庭・特定疾病特別医療費受給資格証		住所変更の手続きは必要ありません。	本庁：福祉保健部児童家庭課 支所：福祉保健課
児童手当			福祉保健総合センター：福祉保健部健康対策課 支所：福祉保健課
児童扶養手当			
母子健康手帳		住所変更の手続きは必要ありません。	本庁：福祉保健部福祉課 支所：福祉保健課
特別児童扶養手当証書	住所変更の手続きは必要ありません。合併後、住所変更を希望される方は本庁または支所の窓口で証書及び印章を持参のうえ、変更手続きを行ってください。	本庁：福祉保健部福祉課 支所：福祉保健課	

平成17年3月31日に新「米子市」が誕生します。

今回は、合併を目前に控え、新「米子市民」となる皆さんへ、合併によって、どのような住民サービス、負担に変更になるのか。また、淀江町の住所表示が変更になることによる必要な手続きは何か。新市の機構・組織がどのようなになるのかなどをお知らせするためにこの特集号を作成しました。詳しい内容につきましては、各担当課までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

合併後の住所表示

平成17年3月31日、淀江町と米子市は合併して、**新「米子市」**となります。この合併に伴う淀江町の住所表示については、次のとおり変更になります。

住所表示（町名・字名）の変更

現在の住所表示
米子市全域
西伯郡淀江町大字稲吉〇〇番地
西伯郡淀江町大字今津〇〇番地
西伯郡淀江町大字小波〇〇番地
西伯郡淀江町大字佐陀〇〇番地
西伯郡淀江町大字高井谷〇〇番地
西伯郡淀江町大字富繁〇〇番地
西伯郡淀江町大字中西尾〇〇番地
西伯郡淀江町大字中間〇〇番地
西伯郡淀江町大字西尾原〇〇番地
西伯郡淀江町大字西原〇〇番地
西伯郡淀江町大字平岡〇〇番地
西伯郡淀江町大字福井〇〇番地
西伯郡淀江町大字福岡〇〇番地
西伯郡淀江町大字福頼〇〇番地
西伯郡淀江町大字本宮〇〇番地
西伯郡淀江町大字淀江〇〇番地



合併後の住所表示
変更ありません
米子市淀江町稲吉〇〇番地
米子市淀江町今津〇〇番地
米子市淀江町小波〇〇番地
米子市淀江町佐陀〇〇番地
米子市淀江町高井谷〇〇番地
米子市淀江町富繁〇〇番地
米子市淀江町中西尾〇〇番地
米子市淀江町中間〇〇番地
米子市淀江町西尾原〇〇番地
米子市淀江町西原〇〇番地
米子市淀江町平岡〇〇番地
米子市淀江町福井〇〇番地
米子市淀江町福岡〇〇番地
米子市淀江町福頼〇〇番地
米子市淀江町本宮〇〇番地
米子市淀江町淀江〇〇番地

※地番の変更はありません。
※郵便番号の変更はありません。

●県関係の主なもの

項目	要・不要	手続きの方法等	問い合わせ先
自動車運転免許証	不要	住所変更の手続きは必要ありません。(更新申請時等に併せて行います。ただし、書き換えを希望する場合は、運転免許センター、警察署等において手続きをしてください。)	西部地区運転免許センター 0859 - 22 - 4607
軽自動車保管場所届出義務(車庫証明)		現在の米子市にお住まいの方は、軽自動車の保管場所の届出が必要ですが、淀江町にお住まいの方は、合併後に取得した軽自動車に対して、すぐ必要というわけではありません。ただし、現在の法律が改正になった時点では必要になると考えられます。	米子警察署交通課 0859 - 33 - 0110
旅券(パスポート)の住所変更		住所変更の手続きは必要ありません。(最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正いただいて結構です。ただし、他のページに書き込みをすると旅券(パスポート)が無効になりますのでご注意ください。)	米子パスポートセンター(米子コンベンションセンター内) 0859 - 34 - 5941
旅券(パスポート)申請		旅券(パスポート)発給申請のために申請時6ヶ月以内に取得した住民票・戸籍謄(抄)本は合併前のものでも使用できます。この場合、申請書の本籍地・住所は合併後のものを記入してください。	
(知事の所管に属する)公益法人の定款あるいは寄附行為の変更	要	定款(寄附行為)の変更手続きが必要です。ただし、変更箇所が市町村合併に伴う事務所の住居表示のみであれば、当該合併後に開催する総会(理事会等)で変更の上、県に対して届出が必要です。(認可申請は不要)	県庁各法人所管課
(知事の所管に属する)公益法人の登記事項変更届出		変更後の定款(寄附行為)とともに提出してください。	県庁各法人所管課
(所轄庁が鳥取県となる)宗教法人の主たる事務所、従たる事務所及び代表役員の住所		規則の訂正を行った上で、登記事項変更届に変更後の規則を添付して県に対して届出を行ってください。ただし、認証申請の手続きは必要ありません。	県庁総務部総務課企画調整担当 0857 - 26 - 7848
農協等の定款変更認可		変更後、速やかに変更認可申請書を団体指導課に提出してください。	県庁農林水産部団体指導課団体指導担当 0857 - 26 - 7266
信用事業方法書の変更届出書		変更後、速やかに届出書を団体指導課に提出してください。	
農事組合法人の定款変更届出		変更後、2週間以内に届出を団体指導課に提出してください。	県庁農林水産部畜産課肉用牛係 0857 - 26 - 7290
家畜商の免許(家畜の取引に従事する者の変更を含む。)		変更後、速やかに登録変更申請書及び家畜商免許証書換交付申請書を畜産課に提出してください。	
林業種苗法に基づく生産事業者の登録	合併後、住所変更が必要です。所定の書替交付申請書に必要事項を記入の上、西部総合事務所林業振興課に1部提出してください。	県庁農林水産部森林保全課造林保護係 0857 - 26 - 7306	

身体障害者手帳	不要	住所変更の手続きは必要ありません。合併後、住所変更を希望される方は本庁または支所の窓口で手帳及び印章を持参のうえ、変更手続きを行ってください。	本庁：福祉保健部福祉課 支所：福祉保健課
療育手帳			福祉保健総合センター：福祉保健部健康対策課 支所：福祉保健課
精神障害者保健福祉手帳			
支援費制度各種受給者証		住所変更の手続きは必要ありません。合併後、住所変更を希望される方は本庁または支所の窓口で、受給者証を持参のうえ、変更手続きを行ってください。	本庁：福祉保健部福祉課 支所：福祉保健課
介護保険被保険者証		住所変更の手続きは必要ありません。新しい被保険者証を3月末に送付します。	本庁：福祉保健部長寿社会課 支所：福祉保健課
犬の登録		住所変更の手続きは必要ありません。	福祉保健総合センター：福祉保健部健康対策課 支所：福祉保健課
小・中学校の住所変更手続き			本庁：教育委員会学校教育課 支所：教育委員会淀江分室
水道及び下水道使用者の住所			水道局：水道局営業課 下水道部：下水道部業務課
原動機付き自転車(125cc以下のバイク)及び小型特殊自動車の標識(ナンバープレート)と交付証明書		住所変更の手続きは必要ありません。現在のナンバープレートは、合併後も引き続き使用できますが、「米子市」のナンバープレートに変更を希望される方は、本庁または支所窓口で「ナンバープレート」、「標識交付証明書」と印章を持参のうえ、変更手続きを行い、交換します。	本庁：総務部課税課 支所：市民生活課

●国関係の主なもの

項目	要・不要	手続きの方法等	問い合わせ先
土地(建物)の所在	不要	住所変更の手続きは必要ありません。法令の規定により、変更登記があったものと読み替え、順次法務局で修正をします。	鳥取地方法務局米子支局 0859 - 22 - 6161
会社(法人)の本店(主たる事務所)の所在			
会社(法人)の支店(従たる事務所)の所在			
会社(法人)の役員の住所		住所変更の手続きは必要ありません。法令の規定より、変更登記があったものと読み替えます。なお、合併後の住所に変更したい方は、法務局の窓口で変更登記の申請が必要です。(変更手続きに伴う手数料は無料です。)	中国運輸局鳥取運輸支局登録部門 0857 - 22 - 4119
土地(建物)登記簿に登録されている所有者の住所			
(根)抵当権者、仮登記権利者等の住所		住所変更の手続きは必要ありません。	軽自動車検査協会鳥取事務所 0857 - 28 - 7001
自動車検査証(普通自動車及び小型二輪自動車)			
自動車検査証(軽自動車)			
軽自動車届出済証			
国民年金、厚生年金の被保険者及び受給者の住所			米子社会保険事務所 0859 - 34 - 6111

淀江支所で取り扱う主な事務

淀江支所は、窓口・相談業務を中心に次のとおりの事務を取り扱います。

【淀江支所】

課名等	主な事務分掌
振興課	庁舎管理、文書管理、情報公開・個人情報保護制度、消防・防災、地域情報化、自治会、土地地区画整理事業、都市計画、青少年ゆめ基金・人材育成事業、交通安全対策、交通災害共済、地域審議会等に関する事
市民生活課	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、外国人登録、公害対策、環境保全、廃棄物処理、し尿処理、リサイクル、生活排水対策、墓地・火葬場、国民年金、国民健康保険、老人保健事業（医療）、地方税、現金の出納・保管等に関する事
福祉保健課	障害者福祉、母子・父子福祉、生活保護、高齢者福祉、介護保険、児童福祉、特別医療、精神保健、保健事業、母子保健、老人保健事業、歯科保健、予防接種、狂犬病予防、環境衛生等に関する事
地域整備課	土地改良事業、農業用施設維持管理、急傾斜対策、災害防止対策、道路・河川施設管理・新設改良、屋外広告物、公営駐車場・駐輪場施設管理、公営住宅、上下水道、農業集落排水、地籍調査、農業振興地域整備計画、地域農政、農業後継者対策、生産調整対策、特産物、畜産振興、林業振興、森林保全、林道整備、水産振興、商工業振興、観光等に関する事

【教育委員会淀江分室】

淀江分室	人権、公園の利用・管理、児童・生徒の就学、公民館運営・管理、淀江文化センター運営・調整、淀江歴史民俗資料館運営・調整、文化財の保護・顕彰、社会体育施設維持・管理、社会体育の普及・振興等に関する事
------	---

林業種苗法に基づく配布事業者の届出	要	合併後、住所変更が必要です。所定の配布事業変更届出書に必要事項を記入の上、西部総合事務所林業振興課に1部提出してください。	県庁農林水産部森林保全課造林保護係 0857 - 26 - 7306
不動産鑑定士（補）の登録（変更）		合併後、速やかに住所変更が必要です。所定の変更届出書に必要事項を記入の上、県土整備部都市計画課に提出してください。（変更手続きに伴う手数料は無料です。）	県庁県土整備部都市計画課土地利用係 0857 - 26 - 7458
不動産鑑定業者の登録（変更）		合併後、速やかに住所変更が必要です。所定の変更届出書に必要事項を記入の上、県土整備部都市計画課に提出してください。（変更手続きに伴う手数料は無料です。）	
国指定文化財に係る各種変更に伴う届出		合併後、20日以内に市教育委員会から県教育委員会文化課を経由して文化庁に届出が必要です。	県教育委員会文化課文化財係 0857 - 26 - 7525
県指定文化財に係る各種変更に伴う届出		合併後、20日以内に市教育委員会を経由して、県教育委員会文化課に届出が必要です。	
被爆者健康手帳		合併後、速やかに住所変更が必要です。所定の変更届出書に必要事項を記入のうえ、西部福祉保健局を経由して、健康対策課に提出してください。	西部福祉保健局健康支援課予防係 0859 - 31 - 9317

●その他の主なもの

項目	要・不要	手続の方法	問い合わせ先
郵便貯金通帳、簡易保険証書、郵便キャッシュカード	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	最寄の郵便局
預金通帳、キャッシュカード、定期預金証書等		一般的には住所変更の手続きは必要ありませんが、詳細について各金融機関の窓口確認ください。	各金融機関
クレジットカード		一般的には住所変更の手続きは必要ありませんが、詳細については、各社の窓口にご確認ください。	各クレジット会社
生命保険・損害保険証書			各保険会社
電気使用者の住所		住所変更の手続きは必要ありません。	中国電力米子営業所 0859 - 22 - 2226
NHK放送受信			NHK米子支局 0859 - 22 - 6121
電話使用者の住所			N T T西日本鳥取支店 (局番なしの116)

市町合併に伴う町名等の変更証明書の発行

本庁3階の総務課の窓口または支所の市民生活課の窓口で、**市町合併に伴う町名等の変更証明書を無料で発行いたします。**上記の住所変更の手続きなどで必要な場合は、ご利用ください。